

出来事（2015年5月）

1. 食品表示法

4月1日に施行された食品表示基準に関する説明会が6月2日より全国9か所で開催されます。
WEBを使ったアンケート調査を実施しました（6月11日の院内学習会で概要を紹介します。）

2. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計
19 品目	7 品目		26 品目

生鮮を除く機能性表示食品の上市パターンとして、4つのケースが考えられますが、現在のところ、「全く新しいもの」は見当たらず、新鮮味に欠けるように思えます。

- 1) 有効性・安全性等の理由で、トクホにならなかったもの。（いわゆる「トクホ崩れ」）
- 2) 類似品（自社、他社）がトクホで販売されているもの。
- 3) いわゆる「健康食品」（サプリメントも含む）として販売されているもの。
- 4) 1)～3)に該当しない全く新しいもの。

3. 新規の食品添加物の指定

クエン酸三エチル（国際調和品目）が、5月19日に指定されました。

通常の食品形態でない食品* （カプセル及び錠剤（チュアブル錠を除く）に限る）	3.5g/kg以下
液卵（殺菌したものに限り） 乾燥卵（液卵を乾燥して製造したものに限り）	2.5g/kg以下
清涼飲料水	0.2g/kg以下 （希釈して飲料に供する清涼飲料水にあつては希釈後の清涼飲料水として）
香料（着香の目的）として使用	

*通常の食品形態でない食品に菓子類は含まれない

現在、アンモニウムイソバレレート（国際汎用香料）、1-メチルナフラレン（国際汎用香料）について、指定に向けた手続きが進められています。この2品目の指定で、「国際汎用香料」（54品目）の指定が完了します。また、一昨年から審議がなされてきた過酢酸製剤については、食品安全委員会のパブコメ中（5月13日～6月11日）です。

4. 組換え DNA 技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（19品目、最終：2015年5月11日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（64品目、最終：2015年4月21日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品・添加物リスト（最終：2015年5月11日）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228 株）、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP 株）、6- α -グルカノトランスフェラーゼ（NZYM-RO 株）、グルタミルバ
リルグリシン（DP-No.2 株及び GG-No.1）が審議中です。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

5. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 5月11日、福島県田村市において産出されたゼンマイ 200Bq/kg（5月8日検査結果）
5月12日、岩手県一関市において産出されたコシアブラ 300Bq/kg（5月11日検査結果）
5月13日、福島県檜葉町において産出されたウド（野生のものに限る。）
260Bq/kg（5月12日検査結果）
5月18日、福島県広野町において産出されたクサソテツ 160Bq/kg（5月15日検査結果）
5月25日、福島県葛尾村において産出されたフキ 190Bq/kg（5月25日検査結果）
5月28日、長野県木島平村において産出されたコシアブラ 140Bq/kg（5月27日検査結果）
② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（5月28日現在）

6. 食事によるコレステロール値、日本動脈硬化学会

5月1日、日本動脈硬化学会は、「食事で体内のコレステロール値は、大きく変わらない」との声明を発表しました。http://www.j-athero.org/outline/cholesterol_150501.html

また、厚生労働省の食事摂取基準（2015年版）は、コレステロールの基準を撤廃しています。
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkou-zoushinka/0000041955.pdf>

7. 減量用ダイエタリーサプリメント 消費者向けファクトシート（米国 NIH）

減量用サプリメントについて、販売業者はいろいろな宣伝をするが、効果があるとの科学的根拠はほとんどないし、医薬品との相互作用もあって、有害なものもある。ビターオレンジ、カフェイン、キトサン、グルコマンナン、グァーガムなど代表的なもののカラー写真をつけて説明しています（カラーで6ページ）。

<http://ods.od.nih.gov/pdf/factsheets/WeightLoss-Consumer.pdf>

8. EU 食品偽装ネットワーク報告 2014

EU 食品偽装ネットワーク（FFN）は、国境を越えた行政の支援を確保する目的で、28 の国家機関で構成された連絡体です。2014 年報告では、60 例について、表示の非準拠：25%で最も多く、証明書・文書の偽造 22%、代用：17%、等に分類しグラフで表示しています。

http://ec.europa.eu/food/safety/official_controls/food_fraud/docs/food_safety_controls_fraud_network-activity-report_2014.pdf

9. 食品添加物 HPMC の規格の変更不可（EFSA）

食品添加物ヒドロキシプロピルメチルセルロース（HPMC E464）の規格のプロピレンクロロヒドリンの2つの異性体（1-クロロ-2-プロパノール、2-クロロ-1-プロパノール）の限度値を0.1mg/kg から1mg/kg に変更することが評価され、規格を変更するにはデータが不十分と結論されました。第8版添加物公定書には、この項目はありません。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/4088.pdf>

なお、JECFA のINS464の規格では、1mg/kg です。

<http://www.fao.org/ag/agn/jecfa-additives/specs/monograph11/additive-233-m11.pdf>

10. 食品表示の改善（カナダ）

食の安全と消費者保護に関するカナダのシステムを近代化するとし、意見を募集しています。

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/labelling-modernization-initiative/eng/1370111174659/1370111346666>

11. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社マルシが、中国から輸入した「活あさり」の命令検査で、プロメトリン 0.02ppm 及び 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*プロメトリン：トリアジン系の除草剤

- ・株式会社マルスイがベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：えびフライ」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.01ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・丸紅株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*エンロフロキサシン：ニューキノロン系の合成抗菌剤

（作成：2015年5月30日）